

締約国に関する情報 C M	カメルーン 一般情報	附属書 B 1 C M
国内官庁の名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) (アフリカ知的所有権機関)(O A P I)(附属書B 2参照)	
カメルーンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、アフリカ知的所有権機関(O A P I)又はW I P O国際事務局(附属書C参照)	
カメルーンが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	アフリカ知的所有権機関(O A P I)(国内段階参照)	
カメルーンを選択できるか?	できる(P C T第II章に拘束)	
P C Tに基づき取得可能な保護の種類	O A P I特許, O A P I追加証, O A P I実用新案	